平成２４年（フ）第１７６３号
横浜市緑区長津田１―20―１蔵元ビル１階１号室、商業登記簿上の本店所在地横浜市緑区霧が丘５丁目19番地２
破産者　株式会社ＲｅＭｏＤｅ
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９２７号
横浜市西区久保町20番14号
破産者　株式会社ヤマサン
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７２１号
京都市南区久世殿城町200番地18
破産者　アイム広告株式会社
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３４号
京都市伏見区竹田中川原町37―１
破産者　有限会社イー・イー・シー開発
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
京都市東山区五条通東大路五条下ル庵町581番地
破産者　かねみ陶業株式会社
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
鳥取県鳥取市安長98番地
破産者　株式会社野村木工
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２号
島根県雲南市加茂町大竹242番地10
破産者　荒木　重利
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2575番地４
破産者　有限会社山上土砂
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第８２１号
千葉県八千代市八千代台北12丁目20番６号
破産者　吉田稔こと　姜　　稔
１　決定年月日　平成24年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９４２号
千葉県市川市曽谷５丁目30番９号
破産者　司精工株式会社
１　決定年月日　平成24年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１４号
札幌市中央区南６条西14丁目２番38―603号
破産者　有限会社ラルゴ
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５号
北海道北見市高栄西町８丁目８番８号
破産者　有限会社政北輸送
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第５０７号
仙台市太白区日本平９番21号
破産者　株式会社アズデザイン
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８７号
千葉県船橋市芝山１―13―７、開始決定時の住所千葉県船橋市南三咲４丁目18番３号
破産者　飯田貴一郎
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５２号
東京都江戸川区松島３丁目15番19号大原ビル101、申立時の住所千葉県市川市稲荷木３―４―11エトワール八幡101　石井美京方
破産者　豊崎貞姫こと　柳　　貞姫
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４８９号
千葉県船橋市本町２丁目28番23号
破産者　大野　　大
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７２６号
千葉県船橋市栄町１丁目12番16―301号
破産者　田中　洋平
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８８５号
千葉市稲毛区あやめ台２番21棟305号
破産者　下村　　隆
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８８６号
千葉市稲毛区あやめ台２番21棟305号
破産者　下村　篤子
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９９０号
千葉市中央区都町１丁目52番16―２号
破産者　岩本　　篤
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９０２号
愛知県東海市大田町後田212番地１
破産者　株式会社中部Ｔ・Ｓ
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５４６号
愛知県長久手市東浦610番地
破産者　株式会社スクラムコーポレーション
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部